



外資参入からビジネス運営に係る一連の法規制・許認可手続き(運用実態も含む)

業種定義: 学校外で教科の補習や進学準備の学習指導を行う、私設の教育施設。対象は在留邦人・現地住民の別を問わない。

| 1. 外資参入規制 | |
|---|---|
| (1) 外資参入の可否 | 外資進出の可否について明記した法令は存在しない。当局の間でも、外資進出可否、外資出資比率などについて見解が分かれているため、事業内容・形態に合わせ事前確認が必要である(ビジネスライセンス取得可否も含め判断する必要がある)。 |
| (2) 外資の出資比率の規制 (地場企業との合併で参入可能な場合のみ。また、ASEAN内、ASEAN外からの投資で差がある場合、他国との2国間・多国間FTAで特別な国に対する優遇条件がある場合はその旨を明記) | 法令上は外資の出資比率に関する規制は存在しない。 |
| (3) 最低資本金に関する規制 | サービス業での外国法人設立には50,000米ドルの最低資本金が必要。 |
| (4) その他、外資に対する特殊な規制 | 特になし。 |
| (5) (1)～(4)の根拠法 | (1)～(4)に関する明確な根拠法は存在しない。 |
| (6) 外資規制の運用実態(規制と運用が違う場合は記述) | 特になし。 |
| 2. 投資奨励策・外資優遇措置 | |
| (1) 投資奨励業種の該非 | ミャンマー投資法(2016年10月制定)では、投資奨励分野(20分野)として「教育サービス」分野が含まれている。同分野では、「私立学校」「国際カリキュラムを取り入れた学校」「技術・職業訓練校」「高等教育サービス」「スポーツ教育サービス」などが対象。経済特区法による投資奨励業種は広く、プロモーションゾーン内のサービス業の場合、USD300,000以上の最低資本金が要件とされている。また、国家計画経済開発省通知2014年81号7条に実施が認められる事業が列挙されており、その中には、教育業が含まれている。 |
| (2) 税制優遇措置等 | ミャンマー投資法に基づき、ミャンマー投資委員会に認められた場合は、法人所得税免税(事業地によって7年、5年、3年間の免税)、関税免税等を受けられる。また、輸入関税及びその他の内国税の免除も一定の物品((a)ミャンマー国内で調達不可能であり、事業準備期間又は投資事業の拡大のために輸入される等一定の条件を満たす機械、設備、機械部品、スペアパーツ及び原材料及び(b)海外輸出目的で製造される製品のための原材料及び半製品)に対して認められ、再投資及び減価償却費等についての所得税算出時の控除も認められている。経済特区法の場合、経済特区内をフリーゾーンとプロモーションゾーンにわけ、異なる租税優遇措置が規定されており、具体的な内容は次のとおりである(経済特区法32条、44条等)。 フリーゾーンにおいては、(i)7年間の所得税の免除が認められ、次の5年間の所得税が半額に減額される。また、次の5年間、利益を1年以内に再投資した場合、所得税が半額に減額される。(ii)赤字については、5年間まで繰越することができる。(iii)商業税は免除され、国内市場又はプロモーションゾーンから輸入した物品についても免税を申請できる。(iv)熟練労働者又は管理職員等のミャンマー国民の訓練のために用いた実費、研究及び開発費については課税対象収入から控除できる。(v)フリーゾーンにおいて輸入する製造のための原材料及び機械、予備部品、工場、倉庫及び事務所建設のための建築資材、事業のための乗物に対する関税及びその他の税は免除される。(vi)フリーゾーンにおいて輸入する卸売等のための商品及び委託品、乗物及びその他の真に必要な材料に対する関税及びその他の税は免除される。 プロモーションゾーンにおいては、(i)5年間の所得税の免除が認められ、次の5年間の所得税が半額に減額される。また、次の5年間、利益を1年以内に再投資した場合、所得税が半額に減額される。(ii)赤字については、5年間まで繰越することができる。(iii)商業税については、所定の期間内のみ免税されるが、海外に輸出した製品については免税を申請できる。(iv)熟練労働者又は管理職員等のミャンマー国民の訓練のために用いた実費、研究及び開発費については課税対象収入から控除できる。(v)販売目的ではない機械、設備及び予備部品、工場、倉庫及び事務所建設のための建築資材、並びに事業のために真に必要な乗物及び材料に対する関税及びその他の税について、最初の5年間は免税される。次の5年間は半額免除される。(vi)原材料及び上記以外の物については、通常通り輸入に関する関税及びその他の税を支払わなければならない。但し、完成品又は半完成品を海外に輸出した場合、当該税金は返金される。 |
| (3) 投資奨励の運用実態 | 経済特区法については、一定以上の面積の土地を借りる必要などから、本業種は現時点ではティラワに進出していない。 |



外資参入からビジネス運営に係る一連の法規制・許認可手続き(運用実態も含む)

業種定義: 学校外で教科の補習や進学準備の学習指導を行う、私設の教育施設。対象は在留邦人・現地住民の別を問わない。

3. フランチャイズ・ビジネスに関する規制(特に開始前後の登録・許認可制度)

| | |
|---|---|
| (1)フランチャイズでの事業展開に対する関連法規の有無 | 関連法規は存在しない。 |
| (2)関連法規がある場合は、その名称 | 特になし。 |
| (3)登録・許認可制度がある場合は、その内容 | 特に存在しない。 |
| (4)登録・許認可制度の窓口(日本語・英語)および関連サイト | フランチャイズに関してではないが、DICA内の「ジャパンデスク」に、日本人アドバイザー2名が常駐している。 |
| (5)登録・許認可制度に関連して特に外資を制限する場合、他国にない特殊な規制がある場合はその内容 | フランチャイズに関して、登録・許認可制度に関する外資特有の規制はない。 |
| (6)外資が子会社を設立し、その子会社をマスターフランチャイジーとすることができるか(店舗設置・運営をする場合は、1. 外資規制と関係するため、店舗運営を含まない場合を想定) | 法令上の明確な規制は存在しない。しかし、投資企業管理局(DICA)によると、外国会社をマスターフランチャイジーとすることはできない。根拠として、フランチャイズビジネスは外国会社に認められていないtrading業務を含むとみなされるためである。 |
| (7)現在、フランチャイズ関連法規が無い場合、立法に向けた動きがあるか。ある場合はその進捗・見通しを記載。 | 立法に向けた動きは現時点では存在しない。 |

4. 企業設立・営業許可・出店規制(外資の有無を問わないが、外資・地場の取扱いが違う場合はその点も明記)

| | |
|--|---|
| (1)企業設立・営業許可(ビジネス・ライセンス等)、登録、届出などの有無、手順(審査事項、要件など) | 以下の2つの方法がある。 1)会社設立後、タウンシップ開発委員会からビジネスライセンスを取得する場合 2)会社を設立せずに、タウンシップ開発委員会からビジネスライセンスを取得する場合 ※外資100%企業は会社を設立する必要があるため、上記の1)のみの選択肢となる。 |
| (2)ライセンス名称、所管省庁・機関、事業関連法 | 2. 営業許可参照 |
| (3)出店可能な場所に対する制限(営業許可取得要件となっている場合はその旨も記載) | 不動産譲渡制限法に基づき、外国人または外国企業は土地または建物の賃借は原則として最長1年までしか認められないが、MICからの承認(endorsement)を取得すれば、最大50年賃借でき、かつ10年の延長が2回まで認められる(ミャンマー投資法50条)。経済特区法に基づく投資許可を取得した場合、管理委員会は投資家に対し、50年間の土地賃借を認めることができ、更に、25年を上限として延長できる(経済特区法79条)。 特にないが、近隣住民10人の推薦状がビジネスライセンスの取得要件のひとつである。 |
| (4)営業開始後の検査・報告等(定期検査・定期報告・情報開示義務など) | 必要に応じ、不定期に事前通知なしに検査することがある。定期報告に関する規定はないが、ビジネスライセンスを更新する際に(1年ごと)報告が必要とのこと。 ※ヤンゴン市開発委員会(YGDC)確認。 |
| (5)営業許可取得などに関する運用実態(特に地場企業と外資企業とで差がある場合は記述) | ミャンマー会社の場合は、会社を設立せずにビジネスライセンスを取得することができるが、外国会社は会社を設立した上でビジネスライセンスを取得する必要がある。 また、ビジネスライセンスを申請する外国人は、申請時点でビザの残存期間が1年間ある必要があり、通常、ビザの最長有効期間は1年であるため、外国人による申請は実態として困難である。 |



外資参入からビジネス運営に係る一連の法規制・許認可手続き(運用実態も含む)

業種定義: 学校外で教科の補習や進学準備の学習指導を行う、私設の教育施設。対象は在留邦人・現地住民の別を問わない。

| 5. 就業者に必要な資格 | |
|--|--|
| (1) 就業者の資格所持要件 | 教育に関わる業務の就業者は、関連する資格が必要である。資格要件について規定はないが、関連の資格(学位や証明書)が必要。 |
| (2) 外国人雇用の可否・制限 | 投資法が適用される場合、技術を必要としない労働者については、ミャンマー国民のみを雇用すること(ミャンマー投資法51条(c))。経済特区法が適用される場合、技術を要しない労働者については、全てミャンマー国民を雇用しなければならない。熟練労働者については、事業開始後2年でミャンマー国民を25%以上、事業開始後4年で50%以上、事業開始後6年で75%以上雇用しなければならない。なお、投資家が規定以上の外国人労働者を雇用する場合、管理委員会の許可が必要となる。 |
| (3) 外国からの短期出張者による指導の制限 | 特になし。 |
| (4) 現地人雇用義務 | 投資法が適用される場合、技術を必要としない労働者については、ミャンマー国民のみを雇用すること(ミャンマー投資法51条(c))。経済特区法が適用される場合、技術を要しない労働者については、全てミャンマー国民を雇用しなければならない。熟練労働者については、事業開始後2年でミャンマー国民を25%以上、事業開始後4年で50%以上、事業開始後6年で75%以上雇用しなければならない。なお、投資家が規定以上の外国人労働者を雇用する場合、管理委員会の許可が必要となる。 |
| (5) その他、外国人・現地人雇用に係る運用実態 | 外国人・現地人を雇用する場合は、雇用契約書の締結が必要である(雇用及び技術向上法5条)。労働者の人数が5名以上の事業者は社会保障制度への加入も必要である(社会保障法11条)。 |
| 6. その他 | |
| (1) 現地の商慣習等による事実上の規制など、事業展開にあたって注意すべき点 | 特になし。 |
| (2) 企業設立から営業開始までの手続きフロー、所要時間、費用 | 3. 手続きフロー参照 |